

# 配布資料 2

(2024年10月22日 産業廃棄物処理業者講習会)

資 循 第 1067号  
令和5年4月28日

公益社団法人神奈川県産業資源循環協会会長 殿

神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課長  
(公印省略)

令和3年4月5日付け環循適発第2104051号等を受けての本県の  
取扱いについて (依頼)

本県の廃棄物行政の推進につきまして、日頃格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、別添令和3年4月9日付け資循第1063号により、令和3年4月5日付け環循適発第2104051号及び環循規発第2104051号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長及び廃棄物規制課長通知「廃棄物処理施設等の更新及び交換に係る手続について」の周知を依頼したところですが、本通知を受け、このたび、本県における廃棄物処理施設等の更新及び交換に係る手続の取扱いを別紙のとおり定めましたので、お知らせします。なお、本取扱いは県所管域の廃棄物処理施設等の更新及び交換に係るものですので、県所管域外の廃棄物処理施設等における取扱いにつきましては、各地域を所管する行政庁にご確認ください。

つきましては、貴協会会員あて周知くださるようお願いいたします。

問合せ先  
指導グループ 渡辺  
内線4166

資 循 第 5750 号  
令和 6 年 2 月 13 日

公益社団法人神奈川県産業資源循環協会会長 殿

神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課長  
( 公 印 省 略 )

廃棄物処理施設等の更新及び交換に係る手続の取扱いに係る通知  
の一部改正について ( 依頼 )

本県の廃棄物行政の推進につきまして、日頃格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、本県における廃棄物処理施設等の更新及び交換に係る手続の取扱いについては、令和 5 年 4 月 28 日付け資循第 1067 号資源循環推進課長通知により定め、周知を依頼したところですが、今般、通知の別紙 1、別紙 2 の記載を一部修正したため、通知します。

なお、手続きの取扱いについては、従前より変更ありません。

つきましては、貴協会会員あて周知くださるようお願いいたします。

**【修正箇所】**

1. 別紙 1 ページ 1 環境省通知項目第四 今後の取扱いの記載について  
従前と取扱いが異なる設備の変更についての記載を修正
2. 別紙 2 ページ 1、2  
注意書き (※ 1) の記載を修正

**【修正の理由】**

同一ではない処理施設に更新する場合において、廃棄物処理法施行規則 5 条の 2 第 3 号及び同規則第 12 条の 8 第 3 号に掲げる設備の変更は、変更許可の対象となる。

しかし、上記の規定に同法施行令第 7 条第 10 号の 2 で規定する施設 ( 廃水銀等の硫化施設 ) は含まれておらず、当該施設の更新においては軽微変更対象となりえることを踏まえて、別紙の記載を修正したため。

問合せ先  
指導グループ 白石  
内線 4166

## 廃棄物処理施設等の更新及び交換に係る本県の取扱いについて

環境省 通知項目	通知の内容	本県のこれまでの取扱い	今後の取扱い
第一	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置許可等を有することと、当該設置許可等に係る施設が存在することは、個別に考慮されるべきである。</li> <li>・ 施設の更新に当たり、処理施設を廃止し撤去しても、当該設置許可は廃止されない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 処理施設を撤去する際は、廃止に係る軽微変更等届を提出させることにより、当該設置許可の廃止とする。</li> <li>・ 神奈川県廃棄物処理法律施行細則第7条に基づき、施設を廃止した際は、許可証を返還させる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設を更新するための既存施設の撤去については、下記第二又は第四のとおり、施設の廃止には当たらないものとする。</li> <li>・ 施設の廃止にあたっては、廃止に係る軽微変更等届の提出により、施設設置許可の廃止とする。</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>【変更なし】</b></p>
第二	<p>＜同一の施設に更新する場合の手続＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既設施設を撤去し、設置許可等と同一に施設を設置しようとする場合は、許可等は不要。</li> <li>・ この場合であっても、使用前検査は必要。</li> <li>・ なお、更新した施設に係る基準の適用は、現行基準に照らし、改めて判断。（第三以下同様）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同一の施設※に更新しようとする場合、許可等は不要。 ※図面、型番等がすべて同一のもの</li> <li>・ 施設の更新の際は、当初の設置から年月を経ていること等から、全く同一の施設に更新することは想定し難いため、通常は環境負荷の低減の可否等によらず、廃止に係る軽微変更等届及び新規設置許可が必要。</li> <li>・ 更新により新規設置する施設には、現行基準を適用。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 図面、型番等を含め、全く同一の施設に更新（スクラップアンドビルド）する場合は、施設の廃止及び変更に係る手続きは不要だが、通知を踏まえ、使用前検査を実施する。</li> <li>・ 新旧の施設の仕様を精査の上、図面、型番等の違いが施設の能力や環境負荷に直接的に影響しないことが明らかでない場合は、同一の施設と判断できる場合もあると考えられる。</li> <li>・ なお、既存施設への経過措置が適用されていた施設については、施設の更新に伴い現行基準が適用されるため、現行基準を満たせない場合は、同一ではない施設に更新するよう指導する。</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>【運用の明確化】</b></p>

環境省 通知項目	通知の内容	本県のこれまでの取扱い	今後の取扱い
第三	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の一部（主要な設備、その他の設備及び部品等）を同一のものに交換する場合、変更に係る手続は不要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の一部を同一のものに交換する場合、変更に係る手続は不要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の一部を同一のものに交換する場合、軽微変更届を含め、変更に係る手続は不要。</li> </ul> <p><b>【変更なし】</b></p>
第四	<p>&lt;同一ではない施設に更新する場合の手続&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>既設施設を撤去し、これと同一でない施設を設置しようとする場合は、変更に係る手続が必要。</li> <li>（国は、施設の撤去後も当初の設置許可はなお有効との立場）</li> <li>変更しようとする内容が、軽微変更該当すれば、処理能力の増大を伴っても手続は軽微変更で足りる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同一ではない施設に更新する場合は、廃止に係る軽微変更等届及び新規設置許可が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同一ではない施設に更新（スクラップアンドビルド）する場合は、次の場合を除き変更許可により対応する。</li> <li>更新（スクラップアンドビルド）により変更する内容が、軽微変更該当すれば、処理能力の増大を伴う場合でも軽微変更で足りるが、通知の趣旨を踏まえ、使用前検査を実施する。この時、軽微変更に係る現地確認については使用前検査により確認可能であるため、不要。</li> </ul> <p><b>【手続変更】</b></p> <p>なお、規則 5 条の 2 第 3 号及び規則 12 条の 8 第 3 号に掲げる設備の変更は変更許可対象となるため、<u>留意</u>すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>既存施設への経過措置が適用されていた施設については、施設の更新に伴い、現行基準が適用されるため、現行基準を満たせない場合は、基準に適合する施設への更新を指導する。</li> </ul> <p><b>【変更なし】</b></p>

環境省 通知項目	通知の内容	本県のこれまでの取扱い	今後の取扱い
第五	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の一部を同一ではないものに交換する場合は変更に係る手続が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の一部を同一ではないものに交換する場合は、変更に係る手続が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の一部を同一ではないものに交換する場合は、変更に係る手続が必要。</li> </ul> <p><b>【変更なし】</b></p>

## ○ 「産業廃棄物処理業許可等事務処理要綱・要領」に基づく手続整理（処理業者が設置する産業廃棄物処理施設）

○：必要な手続

			同一の廃棄物処理施設 に更新する場合	廃棄物処理施設の一 部を同一のものに交 換する場合	同一ではない廃棄物処 理施設に更新する場合	廃棄物処理施設の一部を同一ではないものに 交換する場合	
			許可・届出不要	許可・届出不要	許可必要 ※1	許可又は届出必要	
						許可の場合	届出の場合
事前手続	事前相談	要綱第6条	○	-	○	○	○
	市町村への情報提供	要領第3条	-	-	○ ※2	○ ※2	-
	事前調整	要綱第7条	○ (要綱第7条第6号ウ)	-	○ (要綱第7条第5号 又は第6号イ)	○ (要綱第7条第5号 又は第6号イ)	-
	事業予定計画	要領第4条	○	-	○	○	-
	生活環境影響調査		-	-	○	○	-
	周辺周知	要綱第8条	-	-	○ ※3	○ ※3	-
	市町村協議	要綱第9条	- ※4	-	- ※4	- ※4	-
法定手続	内容審査	要綱第11条 第13条	-	-	○ ※5	○ ※5	○
	告示・縦覧	要綱第11条	-	-	○ ※6	○ ※6	-
	変更許可証交付	要綱第12条	-	-	○	○	-
	試運転・自主運転	要綱第17条	○ ※7	-	○ ※7	○ ※7	-
	使用前検査	要綱第18条	○ ※7	-	○ ※7	○ ※7	-

※1 廃水銀等の硫化施設以外の施設の場合は、軽微変更にあたらぬ主たる設備の更新が必ず含まれるため、軽微変更の対象とならない。廃水銀等の硫化施設の場合は、規則第12条の8に基づいて許可の要否を判断する。

※2 要領第3条第3号イ又はウに該当する場合に限る。

※3 要綱第7条第1項第5号、第6号イに該当する場合に限る。ただし、同項第5号に係るものにあつては、その変更の内容が要領第3条第3項イに該当するものに限り、第6号イに該当するものにあつては、変更後の能力の増加を伴うものに限る。（要領第5条）

※4 市町村協議を要するのは処分業の新規又は変更許可申請に係るものに限る。

※5 使用前検査を実施するため、現地確認は不要。

※6 告示・縦覧対象施設に限る。

※7 「産業廃棄物処理施設の使用前検査等に係る事務処理要領」による。

○ 「産業廃棄物排出事業者に係る産業廃棄物処理施設設置許可等事務処理要領」に基づく手続整理（排出事業者が設置する産業廃棄物処理施設）

○：必要な手続

			同一の廃棄物処理施設に更新する場合	廃棄物処理施設の一部を同一のものに交換する場合	同一ではない廃棄物処理施設に更新する場合	廃棄物処理施設の一部を同一ではないものに交換する場合	
						許可・届出不要	許可・届出不要
					許可の場合		
事前手続	事前調整	要領第4条	○ (必要に応じて事業 予定計画書提出)	-	○ (必要に応じて事業 予定計画書提出)	○ (必要に応じて事業 予定計画書提出)	○ (必要に応じて事業 予定計画書提出)
	生活環境影響調査		-	-	○	○	-
法定手続	内容審査	要領第5条 第10条	-	-	○ ※2	○ ※2	○
	告示・縦覧	要領第5条	-	-	○ ※3	○ ※3	-
	変更許可証交付	要領第12条	-	-	○	○	-
	試運転・自主運転	要領第7条	○ ※4	-	○ ※4	○ ※4	-
	使用前検査	要領第7条	○ ※4	-	○ ※4	○ ※4	-

※1 廃水銀等の硫化施設以外の施設の場合は、軽微変更にあたらぬ主たる設備の更新が必ず含まれるため、軽微変更の対象とならない。廃水銀等の硫化施設の場合は、規則第12条の8に基づいて許可の要否を判断する。

※2 使用前検査を実施するため、現地確認は不要。

※3 告示・縦覧対象施設に限る。

※4 「産業廃棄物処理施設の使用前検査等に係る事務処理要領」による。

○ 「一般廃棄物処理施設設置許可等事務処理要領」に基づく手続整理（事業者が設置する一般廃棄物処理施設）

○：必要な手続

			同一の廃棄物処理施設に更新する場合	廃棄物処理施設の一部を同一のものに交換する場合	同一ではない廃棄物処理施設に更新する場合		廃棄物処理施設の一部を同一ではないものに交換する場合	
					許可又は届出必要		許可又は届出必要	
			許可・届出不要	許可・届出不要	許可の場合	届出の場合	許可の場合	届出の場合
事前手続	事前相談	要領第3条			○	-	○	○
	事前調整	要領第3条	-	-	○	-	○	-
	事業予定計画	要領第3条	-	-	○	-	○	-
	生活環境影響調査	要領第3条	-	-	○	-	○	-
	周辺周知	要領第3条	-	-	○ (要領第3条第1項第2号ウ)	-	○ (要領第3条第1項第2号ウ)	-
	市町村協議	要領第3条	-	-	○ (要領第3条第1項第2号エ)	-	○ (要領第3条第1項第2号エ)	-
法定手続	内容審査	要領第4条	-	-	○ ※1	-	○ ※1	-
	告示・縦覧	要領第4条	-	-	○ ※2	-	○ ※2	-
	変更許可証交付	要領第5条	-	-	○	-	○	-
	軽微変更等届出	要領第9条	-	-	-	○	-	○
	試運転・自主運転	要領第6条	○	-	○	○	○	-
	使用前検査	要領第7条	○ ※3	-	○ ※3	○ ※3	○ ※3	-

※1 使用前検査を実施するため、現地確認は不要。

※2 告示・縦覧対象施設に限る。

※3 「産業廃棄物処理施設の使用前検査等に係る事務処理要領」による。

○ 「一般廃棄物処理施設設置許可等事務処理要領」に基づく手続整理（市町村が設置する一般廃棄物処理施設）

○：必要な手続

			同一の廃棄物処理施設に更新する場合	廃棄物処理施設の一部を同一のものに交換する場合	同一ではない廃棄物処理施設に更新する場合		廃棄物処理施設の一部を同一ではないものに交換する場合	
					届出必要		届出必要	
					軽微な変更以外の場合	軽微な変更の場合	軽微な変更以外の場合	軽微な変更の場合
事前手続	事前調整 （事業予定計画）	要領第15条 第16条	-	-	○	-	○	-
	生活環境影響調査	要領第15条	-	-	○	-	○	-
法定手続	内容審査	要領第15条	-	-	○	-	○	-
	受理書交付	要領第15条	-	-	○	-	○	-
	軽微変更等届出	要領第15条	-	-	-	○	-	○